

京 都 大 学 授 業 料 、 入 学 料 免 除 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条の3 前2条に規定するもののほか、<u>次の各号の一に該当する者</u>については、<u>願い出により、第1号に掲げる場合</u>にあつては当該期分の、<u>第2号に掲げる場合</u>にあつては<u>総長が定める期間の授業料の全額を免除</u>することがある。</p> <p>(1) <u>文部科学省が実施する大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業に基づき開設される英語による授業のみで学位を取得できるコース</u>を履修する外国人留学生で、<u>学業優秀と認められる場合</u></p> <p>(2) 外国の政府、公的機関等が実施する留学生制度（総長が指定するものに限る。）により本学に入学する外国人留学生で、<u>学業優秀と認められる場合</u></p> <p>2 前項の規定による授業料の免除に関し必要な事項は、総長が別に定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条の3 前2条に規定するもののほか、<u>次の各号の一に該当する者であつて、かつ、学業優秀と認められるもの</u>については、<u>願い出により、総長が定める期間の授業料の全額を免除</u>することがある。</p> <p>(1) <u>本学が開設する外国語による授業のみで学位を取得できるコース</u>（総長が指定するものに限る。）を履修する外国人留学生</p> <p>(2) 外国の政府、公的機関等が実施する留学生制度（総長が指定するものに限る。）により本学に入学する外国人留学生</p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>